



2009年5月8日提出

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代 表 名 代表執行役社長 西田 厚聡  
(コード番号:6502 東、大、名)  
問合せ先 広報室長 長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

## 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社が2006年4月28日付取締役会決議及び2006年6月27日開催の第167期定時株主総会における承認に基づき導入した株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）は、2009年6月開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）満了のときをもって有効期間が満了となります。

これを受けて、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を一部変更するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランを一部修正した、株式の大量取得行為に関する対応策（以下修正後のものを「本プラン」といいます。）を3年間更新することを、本日開催の取締役会において決議しましたので、お知らせいたします。本プランについては、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただいた上で更新いたします。

なお、本プランの更新にあたり、①特別委員会をあらかじめ設置し、特別委員会の委員を特定することにより、本プランの透明性を更に高めることとしたこと、②旧プランにおいては、特別委員会の検討期間の延長期間について定めていなかったのに対し、本プランにおいては、原則30日という上限を設定していること、③株主意思確認総会の開催要件を整理・明確化したことのほか、金融商品取引法の施行及び株券電子化その他関係法令等の改正に伴う修正や買収防衛策に関する実務や司法界等関係機関の議論等を踏まえて所要の変更等を行っていますが、旧プランの実質的内容から大幅な変更はありません。

### 1. 本プランの概要

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付又は公開買付け等

を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。当社経営陣から独立した社外取締役のみで構成される特別委員会は、外部専門家等の助言を独自に得て、買付内容の評価・検討、株主の皆様への情報開示と代表執行役の提示した代替案の評価、検討、開示、買付者との交渉等を行います。買付者が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付である場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合は、対抗措置の発動（買付者等による権利行使は原則として認められない旨の行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項を付した新株予約権の無償割当ての実施）がなされ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保します。

（次頁の対応方針図を参照いただくとともに、本プランの正確かつ詳細な内容については4ページ以降をご参照ください。）

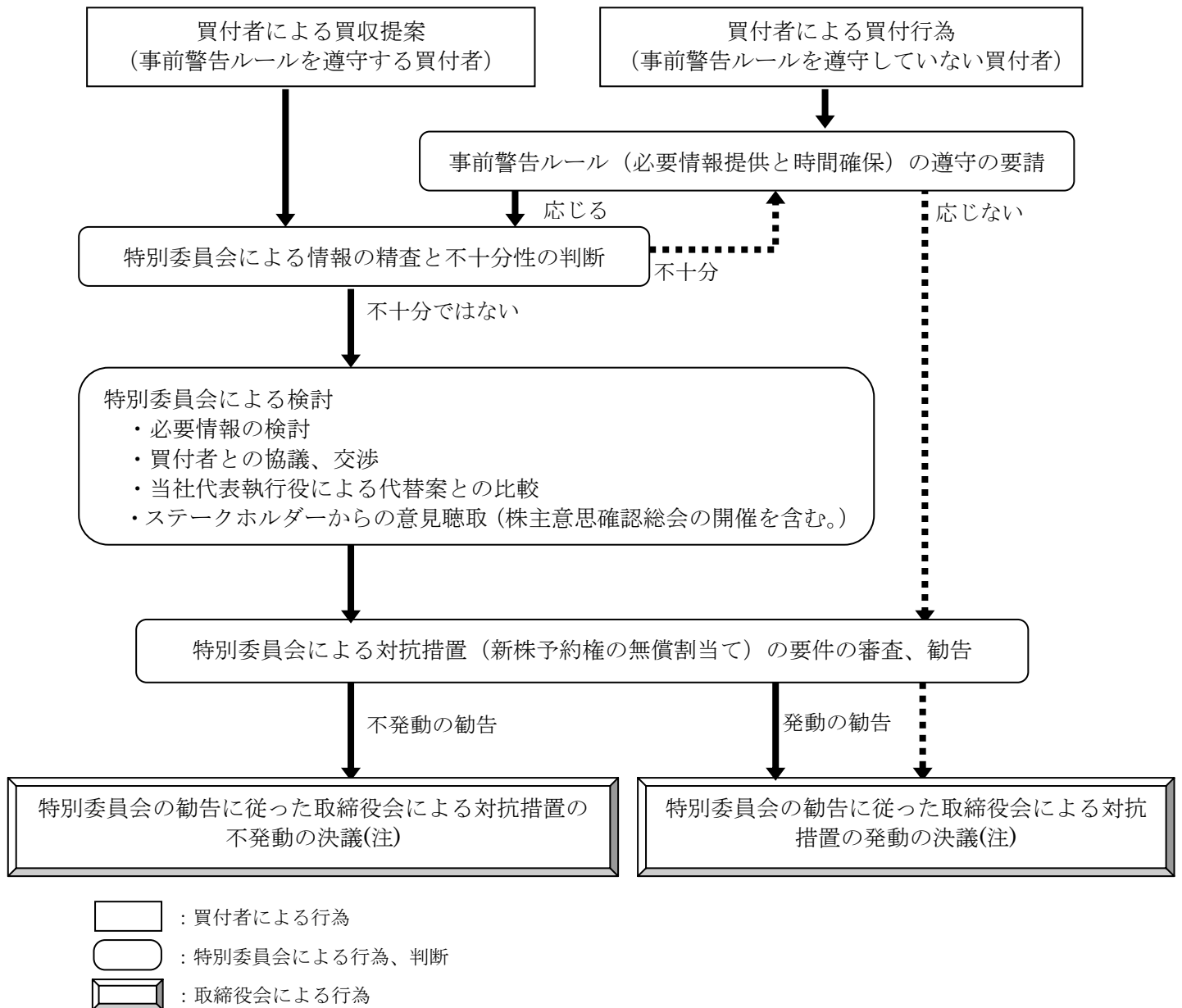
## 2. 本プランの特徴（合理性）

本プランは、以下のとおり合理性、透明性の高い仕組みになっており、判断プロセスを客観的かつ明確にし、対抗措置の内容を詳細に定め、かつ、株主の意思をより反映しやすくしています。

- ・ 本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に一部修正の上更新することといたします。
- ・ 本プランに基づく対抗措置は、発行済株式総数の20%以上となる株式の買付又は公開買付け等が行われようとする場合に限り、発動することといたします。
- ・ 本プランに基づく対抗措置を発動するためには、当社取締役会があらかじめ設置する特別委員会の勧告の手続を経ることが必要です。
- ・ 特別委員会は、独立性の高い3名以上の社外取締役のみから構成され、社内出身の取締役や経営陣である執行役は特別委員会の決議に参加できません。
- ・ 特別委員会の判断の透明性を高めるため、決定内容その他株主の皆様に参加となる資料については、原則として速やかに開示いたします。
- ・ 本プランに基づく対抗措置である新株予約権の無償割当ての具体的内容は、本プラン中3.(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めています。
- ・ 当社取締役会は、いつでも本プランを廃止することができます。
- ・ 本プランの有効期間は、3年としています。

なお、本定時株主総会において、取締役選任議案及び本プランの更新にかかる議案が承認された際の当初の特別委員会の委員及び委員長として当社取締役会により選定される予定の社外取締役候補者については、本日付当社プレスリリース「特別委員会委員選定予定者の決定について」をご参照ください。

当社株式の大量取得行為に関する対応方針図



(注) 特別委員会が対抗措置の発動に先立ち株主の皆様を直接確認すべき旨を勧告した場合等一定の場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を開催した上、株主意思確認総会の決議に従い、対抗措置の発動又は不発動の決議を行います。

(注) 1 頁から本頁までに記載の内容は、あくまで本プランに対する理解に資することのみを目的に、簡略化した上、ご参考として記載しています。本プランの正確かつ詳細な内容については、本文をご参照ください。1 頁から本頁までの記載内容と、本文の内容との間に齟齬がある場合には、本文の内容が優先します。

以上

## 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）

### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、人々の夢をかなえ、社会を変える商品・サービスを通して、お客様に安心と笑顔を届け続けることが使命であり、この使命を果たすことを通じて企業価値の向上・株主共同の利益が実現されるものと考えています。このような認識の下、当社は経営の効率性、透明性を向上させ、株主の立場に立って企業価値を最大化することを目指しています。

当社は、創業者田中久重から引き継がれる当社グループのDNAである「飽くなき探究心と情熱」を忘れず、従業員一人ひとりが熱い情熱を持って行動し活躍できる環境をつくり、組織の力を高めていく経営を行うことこそが、当社の企業価値の源泉であると考えています。また、当社グループが株主の皆様へ還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益を持続的かつ中長期的に向上させるためには、株主の皆様はもちろん、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えています。

当社グループは、我が国有数の事業規模を有し、その事業範囲もデジタルプロダクツ、電子デバイス、社会インフラ、家庭電器等と極めて広範囲に及んでいます。従って、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買付者の提案する買付や事業計画の実現可能性・適法性・適切性、当社の有形無形の経営資源・ステークホルダーに与える影響、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、当社グループの実情その他当社の企業価値・株主利益を構成する要素が十分に把握される必要があると考えます。

当社取締役会は、以上の要素等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による当社株式の大量取得行為に関しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

### 2. 当社基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、①利益ある持続的成長の実現、②イノベーションの乗数効果の発揮、③CSR経営の遂行、④グローバル人財の育成の4つを柱として経営を遂行しています。

#### ①利益ある持続的成長の実現

当社グループの主力事業であるエレクトロニクスとエネルギーの事業分野では、グローバル競争市場に日々劇的な変化が起こっており、これらの変化を分析し、洞察すると

ともに、業務執行のスピードを高めていくことが肝要です。このように変化に慧敏に対応して自ら変化していく力（応変力）を高め続けることにより競争を勝ち抜き、利益ある持続的成長を実現いたします。このため、NAND 型フラッシュメモリを核とした半導体事業の再強化を行い、原子力プラントを中心とする社会インフラ事業への投資を拡大し、エネルギー需要の拡大への対応を強化して引き続き成長事業に資源を集中する戦略的資源配分による攻めの経営を断行するとともに、新型二次電池事業、太陽光発電事業等の省エネ・環境調和型商品及事業への戦略的投資を促進するなどの施策も展開しています。

#### ②イノベーションの乗数効果の発揮

イノベーション（創新）を日常的に実行して、他のプロセスにも波及させていくイノベーションの乗数効果を発揮させるため、イノベーションの手法や事例を体系化し、当社グループ内で共有化することに努めています。また、従業員が集中度を高めて効率的に業務を行ない、リフレッシュする時間を活用して自己を高め、日々新たなイノベーションにつなげていくことを目指す「ワーク・スタイル・イノベーション」を推進しています。

#### ③CSR 経営の遂行

当社グループが持続的成長を続けるためには、世界各国、地域の社会に対し積極的に貢献し、企業の社会的責任（CSR）を果たすことにより、社会からの信頼と評価を高めていくことが必要不可欠です。そのために、生命・安全、法令遵守をあらゆる事業活動において最優先する基本方針を更に徹底させています。また、地球内企業として国籍、性別等の違いによる多様性を尊重するとともに、地球と調和した人類の豊かな生活に向けて環境経営を推進しています。2050年には2000年と比較した環境効率の改善度を10倍にすることを目標に掲げ、この達成のために事業活動に伴う環境負荷低減に加え、効率の良いエネルギー供給機器の開発、環境に配慮した商品の創造に取り組んでいます。

#### ④グローバル人財の育成

グローバル市場での勝ち残りを図るため、多様性を受容、発揮するとともに次々とイノベーションを起こしていくグローバル人財を育成します。そのために、イノベーションの教育に加え、相手の立場を理解し、多様性を受容する豊かで幅広い教養（リベラルアーツ）を身に付けるための教育を推進していきます。

当社グループは今後もこうした施策に基づき、より一層経営資源の充実を図り、グループ事業の優位性の源泉を保っていきます。

### 3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

#### (1) 本プランの目的

本プランは、当社株式に対する対象買付（下記 3. (2) 「本プランの発動に係る手続」(a) に定義されます。）が行われる際に、買付者（下記 3. (2) 「本プランの発動に係る

手続」(a)に定義されます。)に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

なお、2009年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「大株主の状況」のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

## (2) 本プランの発動に係る手続

### (a) 対象となる買付

本プランは、以下のいずれかに該当する買付その他の取得若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案<sup>1</sup>（当社取締役会が本プランを適用しない旨を別途決定したものを除くものとし、以下「対象買付」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>7</sup>及びその特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け対象買付を行おうとする者又はその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）は、あらかじめ本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、対象買付を実施してはならないものとします。

### (b) 特別委員会の設置

当社取締役会は、本プランの更新後、特別委員会の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣及び買付者のいずれからも独立した社外取

---

<sup>1</sup> 第三者に対して買付その他の取得又はこれに類似する行為を勧誘する行為を含みます。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

締役の中から特別委員会の委員を、委員の中から委員長をあらかじめ選定します。特別委員会の委員は3名以上とします。なお、特別委員会の委員の選定基準、決議要件及び決議事項等について規定する特別委員会規則の概要は別紙2のとおりです。

当社は、特別委員会の委員長又は委員を選定又は変更した場合には、速やかにお知らせいたします。なお、本プランの更新を条件として当初の特別委員会の委員及び委員長として選定される予定の社外取締役候補者については、別途公表いたします。

(c) 買付者に対する情報提供の要求

買付者には、対象買付の実施に先立ち、当社に対して、買付者の買付内容の検討のために必要な別紙3「必要情報」に定める情報（以下「必要情報」といいます。）及び買付者が対象買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

特別委員会は、買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接又は間接に必要情報を追加提出するよう求めることがあります。

(d) 買付内容の検討、買付者との交渉

① 当社代表執行役に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者から買付説明書が提出された場合及び必要情報が追加提出された場合、当社代表執行役に対しても、特別委員会が定める期間内に買付者の買付内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠となる資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう求めます。

② 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者から十分な必要情報が記載された買付説明書を受領した後、原則として最長60日間、買付者の買付内容の検討、当社代表執行役が提示する代替案の検討、買付者と当社代表執行役の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、特別委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員等からも必要に応じて意見を聴取します。その上で、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するという観点から買付内容を検討します（以下かかる特別委員会による情報収集及び検討に要する期間を「特別委員会検討期間」といいます。）。なお、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から買付内容を改善させるために、特別委員会は、必要に応じ、直接又は間接に買付者と協議・交渉を行います。買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれ

に応じなければならないものとしします。

特別委員会の判断が企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものとなるように、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしします。

(e) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、買付者が現れた場合において、以下の手続を行うものとしします。

① 特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による対象買付について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件（以下「発動事由」と総称します。）が存すると判断した場合、当社取締役会に対して、新株予約権（その概要は、下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。なお、特別委員会は、発動事由のうち、発動事由その2の該当性が問題となっている場合（該当するか否かが問題となっている場合を含みます。）には、あらかじめ当該実施に関し、株主意思確認総会（その定足数等は、会社法及び当社の定款に基づく株主総会に準ずるものとしします。以下同じとしします。）を開催し、株主意思を直接確認することを勧告できるものとしします。

上記にかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下に該当する場合、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいて本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとしします。

(i) 当該勧告後に買付者が対象買付を撤回した場合その他対象買付が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

② 特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、対象買付について発動事由のいずれも存しないと判断した場合、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきではない旨の勧告を行います。

上記にかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとしします。



③ 特別委員会が本プランの発動の延期を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の満了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、代替案の検討、買付者との協議・交渉等のために合理的に必要とされる範囲内（但し、原則として30日間とします。）で、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行うものとします。但し、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従い本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、上記(e)①に従い、特別委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に先立ち株主意思確認総会を開催し、株主意思を直接確認することを勧告した場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認するものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、その透明性を高めるため、適用ある関係法令若しくは金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（買付説明書が提出された事実及び特別委員会の検討期間が開始された事実を含みます。）、対象買付に対する当社代表執行役の意見、代替案の概要若しくは特別委員会による勧告の概要、当社取締役会若しくは当社株主意思確認総会の決議の概要、その他特別委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、以下のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」のとおり、以下の要件の該当性の有無については、必ず特別委員会の勧告を経て決定されることとなります。

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない対象買付（対象買付の内容を判断し、その代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報が株主の皆様に対して十分に提

供がなされない場合を含む。)であり、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

#### 発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為等、当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある対象買付である場合
  - ① 株券等を買占め、その株券等につき当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせ、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある対象買付である場合
- (c) 対象買付の条件等（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、対象買付の後の経営方針又は事業計画、対象買付の後の当社の他の株主、従業員、取引先その他当社に係るステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適當な対象買付である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランが発動されることとなった場合、当社が実施することを予定している本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

##### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

##### (b) 本新株予約権の割当対象株主、割当数

本新株予約権の割当対象株主、割当数は、割当期日における当社の最終の株主名

簿に記録された株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権の無償割当ての効力発生日は、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める数とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める価額とします。

なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当ての決議の前日から遡って90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として1か月間から6か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において定める日までの期間とします。

(g) 本新株予約権の行使の条件

(Ⅰ) 特定大量保有者<sup>9</sup>、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者<sup>10</sup>、(Ⅲ) 特定大量買付者<sup>11</sup>、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者若しくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当す

---

<sup>9</sup> 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。本書において同じとします。

<sup>11</sup> 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以

る者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者又は(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者<sup>12</sup> (以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由<sup>13</sup>が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません (但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)項②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、原則として、当社取締役会の承認を要するものとします。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間、いつでも当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

---

下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有 (これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者 (当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

<sup>12</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者 (当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

<sup>13</sup> 具体的には、(x)買付者が本新株予約権無償割当て決議後に対象買付を中止若しくは撤回又は爾後対象買付を実施しないことを誓約するとともに、買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者の株券等保有割合 (但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合 (以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が(i)当該対象買付の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得を行った日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該非適格者以外の者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の本新株予約権の交付及びその条件

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定します。

(k) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から 2012 年 3 月期の定時株主総会の終結の時までの約 3 年間とします。

但し、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、本プランは、2009 年 5 月 8 日現在施行されている法令、金融商品取引所の規程等を前提とするものであり、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない範囲内で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、その内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### 4. 本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主

共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

なお、本プランは、以下にご説明しますように、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しており、また、その後の買収防衛策に関する実務や司法界等の関係機関の議論等を踏まえております。

(1) 株主意思の反映

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に更新されるものです。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(2) 独立性の高い社外者の判断による判断と情報開示

当社は委員会設置会社であり、当社の執行役を監督する立場にある3名以上の独立性のある社外取締役のみからなる特別委員会を構成することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、対象買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えています。

更に、特別委員会の判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社代表執行役の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

(3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。

(4) 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、

公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることが出来ます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

## 5. 株主の皆様への影響

### (1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様にご直接具体的な影響を与えることはありません。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

#### (i) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載された株主（以下「割当対象株主」といいます。）の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(2)「本プランの発動に係る手続」(e)①に記載した特別委員会の勧告に従い、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを想定して売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を蒙る可能性があります。

#### (ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、所定の行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株を上限として取締役会が定める当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(iii)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式等を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、所定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき1株を上限として取締役会が定める当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上



### 当社の大株主の状況

2009年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	所有株式数	議決権比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 4G)	178,380	5.5
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	177,005	5.5
第一生命保険(相)	115,159	3.6
日本生命保険(相)	110,352	3.4
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	98,581	3.1
東芝持株会	56,112	1.7
日本興亜損害保険(株)	51,308	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 4)	51,212	1.6
(株)三井住友銀行	51,003	1.6
(株)みずほコーポレート銀行	50,900	1.6

1. アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー及び共同保有者1社から、各社が連名で2009年4月6日付で関東財務局長に変更報告書(大量保有報告書)が提出され、2009年3月31日現在、下記のとおり各社共同で158,337千株(4.89%)の当社株式を保有している旨の報告がありました。当社としては当期末時点における所有株式数の確認ができないため上記表には含めていません。

氏名又は名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	152,517	4.71
アライアンス・バーンスタイン(株)	5,820	0.18
計	158,337	4.89

(注) 2009年3月31日時点での発行済株式総数(3,237,602,026株)により算出しています。

2. (株)三菱東京UFJ銀行及び共同保有者3社から、各社が連名で2007年10月15日付で関東財務局長に大量保有報告書が提出され、2007年10月8日現在、下記のとおり各社共同で201,255千株(6.22%)の当社株式を保有している旨の報告がありました。当社としては当期末時点における所有株式数の確認ができないため上記表には含めていません。

氏名又は名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有 株式数の割合(%)
(株)三菱東京UFJ銀行	31,000	0.96
三菱UFJ信託銀行(株)	148,788	4.60
三菱UFJ投信(株)	7,591	0.23
エム・ユー投資顧問(株)	13,876	0.43
計	201,255	6.22

(注) 2007年10月8日時点での発行済株式総数(3,237,031,486株)により算出しています。

## 特別委員会規則の概要

- ・特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・特別委員会委員（委員長を含む。）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣及び買付者のいずれからも独立した複数の当社社外取締役の中から、当社取締役会が選定する。
- ・特別委員会委員の任期は、選定後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会が別段の定めをしない限り、当該特別委員会委員が当該定時株主総会において取締役として再任された場合には、再任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までの任期で特別委員会委員として再任されたものとし、以降も同様とする。また、特別委員会委員は、社外取締役を退任した場合には、当然に退任する。
- ・特別委員会は、本プランに規定するところに従い、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するという観点から、(i)本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施、(ii)本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得、(iii)その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項の勧告を行うため、以下のとおりその職務を行う。当社取締役会は、特別委員会の勧告に従い新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等の決議を行う。但し、株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うものとする。
  - ① 買付者から買付説明書が提出された場合、買付説明書の記載内容が十分か否かの判断を行う。買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接又は間接に必要な情報を追加提出するよう求める。
  - ② 買付者から買付説明書が提出された場合及び必要情報が追加提出された場合、当社代表執行役に対して、特別委員会が定める期間内に買付者の買付内容に対する意見（留保する旨の意見を含む。）及びその根拠となる資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求する。
  - ③ 買付者から十分な必要情報が記載された買付説明書を受領した後、原則として最長60日間（この期間は原則として30日間延長することができる。）、買付者の買付内容の検討、当社代表執行役が提示する代替案の検討、買付者と当社代表執行役の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行う。
  - ④ 株主の意向の把握に努めるとともに、顧客、取引先、従業員等からも必要に応じて意見を聴取する。
  - ⑤ 当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から買付内容を改善させ

るため、必要に応じ、直接又は間接に買付者と協議、交渉を行う。

- ⑥ 適用ある関係法令若しくは金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（買付説明書が提出された事実及び特別委員会検討期間が開始又は延長された事実を含む。）、対象買付に対する当社代表執行役の意見、代替案の概要若しくは特別委員会による勧告の概要、当社取締役会若しくは当社株主意思確認総会の決議の概要、その他特別委員会が適切と考える事項（特別委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び延長の理由を含む。）について、当社を通じて適時に情報開示を行う。
- ・ 特別委員会は、前項に規定される事項の他、(i)本プランにおいて特別委員会が行うことができる定められた事項、及び(ii)当社取締役会が別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項を行うものとする。
  - ・ 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の執行役、取締役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
  - ・ 特別委員会は、その職務の執行に当たり当社の費用で独立の第三者専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
  - ・ 各特別委員会委員は、必要に応じて、随時特別委員会を招集することができる。
  - ・ 特別委員会の決議は、特別委員会委員の過半数が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、出席特別委員会委員の3分の2以上の多数をもってこれを行う。

以 上

必要情報

- ① 買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者を被支配法人等<sup>14</sup>とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者による同種の過去の取引の内容等を含みます。）<sup>15</sup>
- ② 対象買付の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 対象買付の価額及びその算定根拠
- ④ 対象買付の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 対象買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 対象買付後における当社グループの株主（買付者を除く。）、従業員、取引先、地域社会等のステークホルダーへの対応方針
- ⑦ 対象買付に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき競争法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の内容及び取得可能性
- ⑧ 対象買付後の当社グループの経営において必要な国内外の許認可、その維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑨ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

---

<sup>14</sup> 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

<sup>15</sup> 買付者がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。